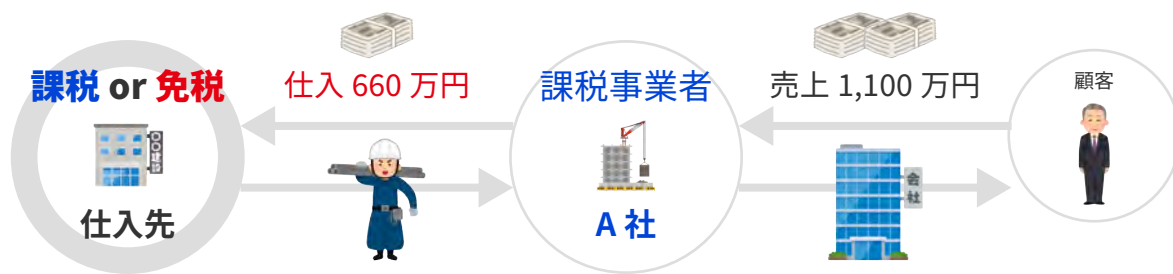


インボイス制度の分かりやすい書類

2023年10月スタート！

目的：消費税をもらっているのに納めていない事業者(益税)を
狙い撃ちにした制度です！

消費税取引全体図



免税事業者と取引するとA社の消費税が大幅UP

仕入先が課税事業者の場合

| | 売上 | 仕入 | 支払消費税 |
|---------|---------|-------|-------|
| 金額 | 1,100万円 | 660万円 | 40万円 |
| 内税(10%) | 100万円 | 60万円 | |

仕入先が免税事業者の場合

| | 売上 | 仕入 | 支払消費税 |
|---------|---------|-------|-------|
| 金額 | 1,100万円 | 660万円 | 100万円 |
| 内税(10%) | 100万円 | 0円 | |

課税事業者との取引では、課税事業者が60万円の消費税を納めるため、A社の消費税は40万円。しかし免税事業者との取引では免除された消費税相当分60万円を取引先となる課税事業者が負担することになり、A社の消費税は100万円になります。
60万円の免税はこれまで通り免税事業者の収入に。

※2028年までは経過措置があります

インボイス対応

① 課税事業者が考えること

1-1

課税事業者が免税事業者の消費税を負担することに

免税事業者はこれまで通り消費税を納めなくて良いですが、その消費税相当分を取引先の課税事業者が負担することになります。

課税事業者は仕入先によって、同じ金額の仕事でも利益が減ることになります。

1-2

家賃、外注費、仕入等、支払先で免税事業者に注意

不動産や経営コンサル、一人親方等は免税事業者である事が多く、外注先や不動産契約先が課税事業者かどうか確認する必要があります。

1-3

要件を満たした請求書を発行する必要がある

交付するインボイス(請求書)は、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージです。(受領者による“追記”は不可)

- ・免税事業者は発行不可(発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要)
- ・登録した事業者は買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生
- ・右記の要件が必須

インボイス未対応

② 免税事業者が考えること

2-1

消費税の請求が出来なくなる(現在と比較し消費税分の収入が減る)

登録番号(インボイス番号)なしで消費税を記載していても、取引先では仕入税額控除の適用が出来ません。請求書に消費税を記載すると間違いなくクレームや問題が発生する為、実質的に消費税の記載が出来なくなります。

2-2

課税事業者と取引ができなくなる可能性がある

自社の免税はこれまで通り収入となるが、その免税分を取引先に肩代わりさせる形になるので取引を嫌がられることが考えられます。

| 請求書 | | |
|-----------------|-----------|----------|
| 関△△(T012345...) | | |
| □年○月分 | 請求金額 | 43,600円 |
| ○月○日 | 割りばし | 550円 |
| ○月○日 | 牛肉 | ※5,400円 |
| ○月~日 | ~~~~ | ~~~~円 |
| 合計 | | 43,600円 |
| 10% | 対象22,000円 | 内税2,000円 |
| 8% | 対象21,600円 | 内税1,600円 |
| ※は軽減税率対象 | | |

【現行の区分記載請求書等保存方式】

- ①請求書発行者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤軽減税率の対象品目である旨
- ⑥請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ①登録番号《課税事業者のみ登録可》
- ②適用税率
- ③消費税額